

## 米軍人による悪質卑劣な女性暴行事件に対する意見書

去る3月13日、那覇市内のビジネスホテルで、米軍キャンプ・シュワブ基地所属の米海軍1等水兵が、沖縄に観光のため訪れていた女性宿泊客に暴行を加えたとして、準強姦容疑で逮捕される事件が発生した。

多くの観光客が宿泊し、安全・安心が約束されたはずのホテルで発生した今回の悪質卑劣な事件は、女性の尊厳を踏みにじる許し難い蛮行であり、楽しいはずの観光旅行を脅かすもので、県民をはじめ観光客と関連業界に大きな衝撃と不安を与えている。

読谷村議会は、米軍による事件・事故が発生するたびに抗議をし、再発防止と綱紀粛正を強く訴えてきたにもかかわらず、抜本的な解決策は示されぬまま、戦後70年が経過した今日においてもなお米軍人による様々な事件・事故が続発する状況は、本県がいまだ米軍の占領意識による無法地帯といっても過言ではない。また、平成24年に導入された米軍の事件事故防止のための「リバティー制度」の規制も形骸化され、村民、県民をはじめ観光客の不安も高まるばかりである。

よって、読谷村議会は村民、県民、観光客の生命、財産、人権と観光関連業界の経営を守る立場から、米海軍兵による許し難い準強姦容疑事件に対し、激しい怒りを込めて厳重に抗議するとともに、下記の事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1、被疑者に対する厳正な対応と被害者への謝罪及び完全な補償を行なうこと。
- 2、米軍人の人権教育と綱紀粛正を図るとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を公表すること。
- 3、日米両政府は理不尽な日米地位協定を抜本的に改正すること。
- 4、在沖米軍基地の整理・縮小をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

沖縄県読谷村議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長